

定義、検討すべき項目

1 まちづくり

「まちづくり」という言葉は、本来、市民主導（参加）で地域のあり方（地域計画や制度）を考え、行動（協働）していくことであったが、近年行政の制度、事業にも使われるようになった。

「花巻市まちづくり条例」での「まちづくり」は、花巻市（花巻市地域内）での市民、住民の暮らしを向上させるための、行政、市民、住民の活動及び市民、住民と行政との協働行為、事業全体をいう。

2 市民と住民

「市民」とは、花巻市内に居住する人、働く人、学ぶ人、事業を営む人。

*定義の上では観光客や交通的通過者は含まない方がいいのではないか。彼等の保護は社会通念レベル。

「住民」とは、花巻市に住民票を有するもの。

*同じに花巻市に居住していても、住民税を払うものと払わないものは分けて考えた方がいい（住民投票の投票権判断のためにも）。

3 市民参加と住民参加と住民投票

*市民参加（参画）

*住民参加（参画）

*住民参加条例

*住民投票（子供との関係の年齢も確定したい）

4 コミュニティー、地域社会、NPO 法人、団体、個人、協働など

「コミュニティー」

本来、同じ地域で暮らし利害を共有する人々で形成される地域社会であるが、最近では地域での活動組織をいう傾向がある。「コミュニティー」とは、「地域社会」なのか

「地域の組織、団体」と考えた場合、当条例では「地域社会」と定義したい。活動する実態を「コミュニティー組織（地域組織）」としたらどうか。

「NPO法人」

*花巻地域にどれだけまちづくりに実質的に動ける NPO 法人があるか。

*花巻市全域で NPO 法人の担えるものは何か、地域的偏在をどう解決するのか。

「協働」

協働とは市民、住民と市とがそれぞれの役割を担い、共通の目的に向けて「まちづくり」を協力して行うことをいう。

* 市と NPO などとの協働とあるが、NPO のない地域の方が多い

* 協働の相手は「地域の活動組織、市民団体、NPO 法人、まちづくりグループ、個人」とすべきではないか。

* 「協働」とは、どのような分野での、どのような行為をいうのか、制度的には何をもって、「協働」というのか。何が「協働」できるのか。行政の考え、市民の考えを確認しておきたい。

5 小さな市役所・コミュニティー会議・地域協議会の位置付け、条例での扱い

小さな市役所は地方分権の最新の形態と考えられるが、それを条例にどう扱うか？

果たして、そのような会議体がこれからの地域を恒久的に担う組織、仕組みとなりうるのか？小さな市役所、コミュニティー会議を住民参加の重要な機関として、しっかり住民参加を条例に書き込むか？

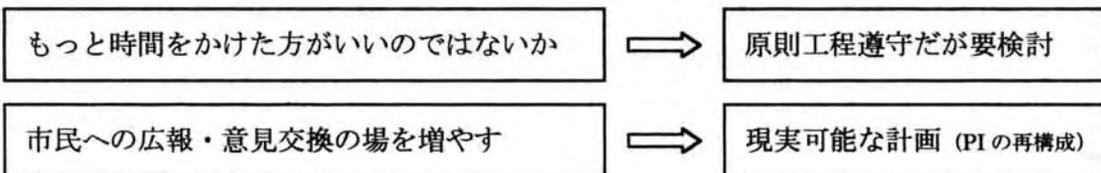
6 3～5章「まちづくりの基本理念」の整理、総合計画の上位の概念化

総合計画との整合性というより、花巻市にとって重要なテーマを総合計画の上位概念、普遍的思想として記述する。

まちづくり市民条例を市民で考える会アンケートの整理

1 条例策定の進め方、工程など

- ①市民との意見交換を十分して欲しい（半年から1年）。
- ②12月公布予定だが、時間をかけて市民と意見交換した方がいい。
- ③市長の発意による条例づくりだが、市民に理解してもらう努力が必要。
- ④市民会議と一般市民に溝がある。
- ⑤シンポジウムを開催して市民に理解を求めるべき。
- ⑥情報が少なすぎる。
- ⑦時間をかけて内容を検討。
- ⑧説明会の広報努力が足りない。
- ⑨県内トップの施行である必要はない。
- ⑩行政のプロである市役所がリードして欲しい。
- ⑪条文はエキスパートと意見交換して欲しい。
- ⑫行政、議会などを考えると予定通り進めるのは難しい。



2 条例の全体像、概念など

- ①理念はもっと具体性があった方が良い。
- ②文面は柔らかい方がいい。子供にも分かる表現に賛成。（4）
- ③もっと崇高な文章にすべき。
- ④表現に一貫性が無い。
- ⑤この条例が何のためにあるか考えて欲しい。
- ⑥どの項目も当たり前の内容で、条例の意味があるのか。
- ⑦総合計画との整合性は。（3）
- ⑧自治体の最高規範性の意味がわからない。図解でも。（2）
- ⑨市民憲章と同じで、実戦を伴わない。
- ⑩協働の精神がこの条例で進化するか。

- ⑪花巻らしいを謳っているが、際立った特徴が無い。(2)
- ⑫合併後の住民の声が出やすいような条例に。(2)
- ⑬目標やスローガンはまちづくりではない。
- ⑭花巻市の長期的なまちづくりの条例であって欲しい。
- ⑮もっとオリジナリティーが必要だ。
- ⑯内容が漠然としていて捉えにくい。
- ⑰老人には文面が多い。
- ⑱条例が細分化しすぎていてダイナミックの発展に支障をきたさないか。

3 条例で取り上げるテーマ、課題への要望、疑問

- ①ボランティアに関する項目が欲しい。
- ②健康づくりのためのスポーツ施設の項目が欲しい。
- ③協働や結いの精神態度を強調して欲しい。
- ④国際人を育成するような崇高な教育精神を盛り込んで欲しい。
- ⑤教育環境整備は県や国の問題ではないのか。
- ⑥教育情報に個人情報保護も考慮して欲しい。
- ⑦住民参加のため「社会教育」が重要。(2)
- ⑧協働のため市民のやるべきことを盛り込んで欲しい。
- ⑨小さな市役所との関係性は。
- ⑩適正な人口のための住環境はどうなる。
- ⑪市民の権利と責務のなかで、市民の負担義務が欲しい。(2)
- ⑫不信任を受けても居座る首長がいるから、罰則規定が欲しい。
- ⑬市民参加、市民自治は権利というより責務に近いのではないか。
- ⑭産業の「付加価値のある産業創出」のような具体的なものが最高規範に必要か。
- ⑮公害対策を入れるべき。
- * (大田油脂産業問題が解決できる条例で会って欲しい)
- ⑯議論をもっと深めて欲しい(3)。

4 条例条文に対する具体的な要望

- ①第3章13条の「安らぎ」の整合性。
- ②第4章「子供の権利条約」を反映して欲しい。

- ③第4章は子供の権利だけでなく義務もいれてほしい。
- ④第2章は当然のことなので削除して欲しい。
- ⑤第2章位置付けの(2)委任は整合性がとれない。
- ⑥主語がなく誰が行うか不明(3章11. 16. 5章19)。
- ⑦子供及び住民投票年齢について
 - *住民投票は18歳以上(2)
 - *住民投票は20歳以上
 - *子供と住民投票年齢は整合性不用
 - *子供は15歳以下
- ⑧基本的に3～5章は不要。
- ⑨15条産業に「市民が働く場を増やす」を入れて欲しい。

5 その他条例、条例運用に関するもの

- ①地方分権の時代、条例を生かすも殺すも条例を市民自らつくれるかどうかである。
- ②母子のために「車中禁煙の条例」が欲しい
- ③ポイ捨て禁止条例が欲しい。
- ④市民への条例の周知。

6 その他

- ①成文化しないと議論が出来ない。(2)
- ②公募委員や行政だけが熱心にやっている。
- ③期待していたものと違う。
- ④会の進行が固い。
- ⑤事前に原案が欲しい。
- ⑥進行はもっと謙虚になって欲しい。
- ⑦公募委員の経歴が知りたい。